

一般社団法人 ACTO 武蔵浦和

マチノバ利用規約

マチノバ利用規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人 ACTO 武蔵浦和（以下、当法人）は、「埼玉県さいたま市南区沼影一丁目 93 番」（以下、対象地区）を中心としたエリアにおいて、敷地全体が一体となり、周辺に波及する持続的な地域活動に取り組むことを目的とする。

当法人が運営するマチノバ（以下、「本施設」という。）の利用にあたっては、当該目的を理解し、本規約を遵守した上で利用可能となる。

第 1 章 総則

（規約の適用）

第 1 条 本規約は、本施設を利用する当法人の会員(以下、「利用者」という。)に適用する。

2 当法人は、運営上、第 3 条に規定する各スペースやサービス毎に、別途利用約款や利用上の注意等の諸規定を設けることがあることを会員は承諾する。なお、これらの諸規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約に加えて適用されるものとする。

3 会員は、当法人所定の登録手続き実施をもって、本規約に同意したものとみなす。

（所在地）

第 2 条 本施設の所在地は、「埼玉県さいたま市南区沼影一丁目 93 番」とする。

（施設概要）

第 3 条 本施設は別紙 1 記載の別図の通りに区分され、それぞれのスペースは次の通りに利用される。

（1）ラウンジ

会員が日常的に利用できるスペース。

（2）レンタルスペース 1・2

自由な使い方ができるスペース。占有利用可。

（3）レンタルキッチン 1・2（キッチン・カフェスペース及び菓子製造スペース）

キッチンを備えたダイニングスペース及び菓子製造が可能なスペース。

占有利用可。

（4）レンタルボックス

月単位でボックスオーナーとして占有できるサービス。レンタルボックスに関わるサービスは、当法人の委託先の運営法人によって提供されるため、別途規定する利用規約およびガイドに沿って運用することとする。

(インターネット環境の提供)

第4条 当法人は、本施設においてインターネット接続を可能とする環境(Wi-Fi 等)を提供する。

2 会員が当法人の提供するインターネット接続環境を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等について当法人は一切の責任を負わないものとする。

- (1) インターネット上のウェブサイトの適合性
- (2) インターネット又はインターネット接続環境を通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
- (3) インターネット又はインターネット接続環境上のエラーや不具合
- (4) インターネット又はインターネット接続環境の利用不能により生じた損害
- (5) インターネット又はインターネット接続環境の利用による個人情報及び機密情報の漏えい
- (6) インターネット又はインターネット接続環境の利用による外部からのサーバーやシステムへの不正アクセス及び改変
- (7) その他前各号に関連するトラブル等

3 当法人は、必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット接続を可能とする環境の提供を一時停止、休止または廃止することができるものとする。

第2章 施設の利用

(利用時間)

第5条 本施設の利用が可能な時間は、利用ガイドに定める。

2 ただし前項の時間外については、当法人運営事務局に事前に申請し、これを認めた場合はこの限りでない。

(利用対象)

第6条 当法人会員規約第3条に定める会員とする。ただし、当法人が利用することがある。各スペースにおける利用対象は以下とする。

- (1) ラウンジ
 - ・サブスク会員 (無料)
 - ・スポット会員 (有料)
- (2) レンタルスペース1・2 <占有利用>
 - ・サブスク会員 (優先予約)

- ・スポット会員（入居者）
- ・コアパートナー会員（優先予約）
- ・団体会員（優先予約）

（３）レンタルキッチン１・２（キッチン・カフェスペース及び菓子製造スペース）

＜占有利用＞

- ・サブスク会員（優先予約）
- ・スポット会員（入居者）
- ・コアパートナー会員（優先予約）
- ・団体会員（優先予約）

（４）レンタルボックス

- ・サブスク会員
- ・スポット会員

※会員ごとの利用範囲については別途規定する利用規約およびガイドに定める。

（本施設の利用料金）

第 7 条 本施設の利用料金及び備品の使用については、利用ガイドに定める。

- 2 利用料金は、原則、会員が当法人に入会申請をした際に登録したクレジットカード又は当法人が指定する決済方法を用いて支払うものとする。ただし、当該方法による支払いが困難なことを別途当法人が認めた場合に限り、これと異なる方法で支払うことができる。
- 3 利用料金は、利用の翌月に当法人が指定する締め切り日までに支払うこととする。
- 4 利用時間の延長は、原則認めない。やむを得ず延長した場合には、当法人運営事務局から利用予約申請者に対して利用料金を請求することができる。
- 5 消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が適用される日より、本規約において定める料金に係る消費税及び地方消費税を変更するものとする。

（遅延損害金）

第 8 条 利用料金の支払いが遅延した場合、当法人は遅延した利用料金に年率 4%の遅延損害金を加算した金額を会員に請求できるものとする。

（本施設の利用）

第 9 条 会員は、本施設の利用時間内に撤収等の全てを完了させたいで退出するものとする。

- 2 本施設においてイベント等を開催する利用者は、事前に告知チラシ(最大 A4 サイズ、1 種類に限る)を事務局に提出することで事務局が指定する場所に当該告知チラシを掲示することができる。提出されたチラシの設置は会員にて行い、会員は、設置場所、設置・回収の日時

及び処分について事務局に指定することができないものとする。また、当法人の専用ウェブサイトへの掲載については事務局にて行うものとする。

- 3 本施設の利用の予約については、会員マイページより事前に予約するものとする。
- 4 原則所定の利用申請による先着順とし、第10条及び11条に定める月の1日から受付を開始するものとする。当該日が休業日の場合は、翌営業日とする。ただし、当法人運営事務局が特別に認めた場合は、この限りではない。
- 5 当法人運営事務局が主催又は共催する事業等が予定される場合は、そちらを優先する。

(レンタルスペース1・2の占有利用)

第10条 予約の申請開始時期及び予約上限は、利用ガイドに定める。予約申請受付後、事務局にて原則先着順により利用内容を審査し、14日以内に申請者に対し利用可否を知らせるものとする。

(レンタルキッチン1・2の占有利用)

第11条 予約の申請開始時期及び予約上限は、利用ガイドに定める。

- 2 プロ利用の場合は、当法人の専用ウェブサイトに記載の「レンタルキッチンお問合せフォーム」からの連絡をもって、当法人と利用希望者の面談等を実施する。面談後、利用希望者は会員登録をしたのち、予約申請を行う。当法人は14日以内に申請者に対し利用可否を知らせるものとする。また、利用にあたっては、「食品衛生責任者」養成講座を修了していることの証明書の提出、保健所への営業許可申請手続き及び保険の申し込みが必要とする。なお、利用希望日から7日前を経過した場合、事務局が特別に認めた場合に限り予約することができる。
- 3 個人利用の場合は、予約申請受付後、事務局にて原則先着順により利用内容を審査し、14日以内に申請者に対し利用可否を知らせるものとする。

(利用状況の報告)

第12条 本施設の利用後は撤収する際に、当法人運営事務局へ利用終了の連絡を行う。

- 2 マルシェ等の販売行為や複数の利用者が関わる際には、事前に運営関係者リストを作成し、当法人運営事務局へ共有をすること。

(私物の管理、残留物)

第13条 会員は、本施設を連日利用する場合であっても原則本施設内に私物を留置してはならない。

- 2 会員の私物について、紛失、盗難、破損、汚染などの損害が生じた場合でも、当法人は一切の責任を負わないものとする。
- 3 本施設内に留置された会員の私物等残留物は当法人が法律に基づき処理できるものとし、会員はこれに異議申し立てない。

第3章 施設の利用制限・遵守事項等

(利用制限)

第14条 次の事項に該当する場合、又はおそれがあると認められた場合は、利用を制限し、不承認とする。また、当法人はこのために生じた損害賠償の責任を一切負わないものとする。

- 2 各スペースの本来の用途を逸脱した利用だと認められる場合
- 3 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 4 政治、思想、宗教、ネットワークビジネス、マルチビジネスもしくはその活動等に関係すると認められた場合
- 5 本施設の備品が汚損又は破損のおそれがある場合
- 6 利用権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸した場合
- 7 危険物を持ち込んだ場合
- 8 許認可もしくは資格が必要であるにもかかわらず、資格がない状態で利用する場合。
- 9 小学生のみのご利用の場合。（保護者もしくは責任者同伴の場合は利用可能）
- 10 展示および装飾施工上、室内に釘・鉋・アンカー等を打ったり、許可無く糊・強粘着テープ等を張った場合。
- 11 音・振動・臭気の発生等により、当建物の他の利用者や近隣に迷惑を及ぼすまたはその恐れがある場合。（ご利用中の扉・窓等の開放は厳禁）
- 12 喫煙が発覚した場合。（本建物は全面禁煙）
- 13 キッチン以外のスペースで調理をする場合。（焼肉、焼魚、鉄板焼き等の煙が出る調理は原則禁止）
- 14 食中毒等が発生した場合（なお、当法人に瑕疵がない場合は一切の責任を負いかねます）
- 15 食中毒等を起こした利用者がいた場合に保健所の検査等で施設が営業停止になった場合
- 16 その他、本施設の管理・運営上支障があると認められる場合

(利用上の遵守事項)

第15条 次の事項に掲げるものを遵守しなければならない。

- 2 利用権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- 3 本施設内の備品や植栽等が汚損又は破損があった場合、速やかに当法人運営事務局へ報告すること。
- 4 前項の損害に対する賠償金については、利用者にて全額負担するものとする。また利用者が原状回復の義務を負うこととする。
- 5 関係法令（消防法、建築基準法、食品衛生法等）に基づき利用すること。
- 6 衛生面に注意して利用すること。
- 7 利用後は清掃の上、備品等を整理整頓し、原状に復すこと。

- 8 利用に際し発生したゴミ等は、持ち帰ること。
- 9 利用者は、利用後、備品撤収・清掃・原状復旧を確認すること。

(利用承諾の取消し、利用の中止)

第16条 次の事項に掲げるものに該当すると判断した場合、当法人運営事務局は利用者に対し、利用承諾の取消し及び利用の中止をすることができる。

- 2 第14条に掲げる内容に該当する場合
- 3 第15条に掲げる内容に反した場合
- 4 利用承諾した内容と開催時の内容が大きく異なる場合、条件に反した場合
- 5 当法人の許可なく、本施設の利用が発生した場合
- 6 公益上やむを得ない事由が発生した場合
- 7 指定日までに利用料の支払いがない場合
- 8 災害や事故、その他非常事態の事由が発生した場合
- 9 施設の修理、改修等の緊急を要する事象が発生した場合
- 10 関係諸官庁から中止命令が出た場合

(注意事項)

第17条 利用時には、次の事項に掲げるものを注意すること。

【各施設共通】

- 2 利用中は、事故防止など十分な安全を確保し行うこと。
- 3 当法人の会員規約第3条に定める会員以外の者との利用については、事前に当法人運営事務局と協議すること。
- 4 利用者は、利用にかかる一切についての責任を持つこと。
- 5 イベント保険の加入は利用者の責任で行うこと。イベント保険未加入にて本施設を占用利用した場合、本施設内の備品や植栽、施設等の汚損又は破損等が確認された際は、修繕費、備品購入費、損害賠償の全額を利用者に請求する。
- 6 騒音や暴力行為等の迷惑行為を行わないよう、周辺に対して十分に配慮すること。
- 7 周辺住民や他の施設の利用者に迷惑をかけたり、プライバシーを侵害したりしないよう十分に配慮する。
- 8 他の施設の業務に支障を与えないこと。
- 9 利用後の原状回復と清掃については、利用者が責任を持って実施すること。
- 10 利用中に発生したゴミについては必ず持ち帰ること。
- 11 指定された場所以外で火気及び危険物を利用しないこと。
- 12 臭い及び煙の発生するおそれのある設備等を利用しないこと。
- 13 本施設での営業行為や公告等の配布は行わないこと。ただし、事前に当法人運営事務局より許可を得た場合はこの限りでない。当法人運営事務局に無断で前項の行為を実施した場合は、利用を中止とする。
- 14 活動に関する荷物の搬入車については、事前に当法人運営事務局と協議の上、専用の荷捌き

- スペースを活用し、利用箇所まで代車で運搬することとする。
- 15 施設内の避難経路について、必要通路を確保して占有すること。
- 16 本施設利用者に関係する事故及び備品等の盗難等のすべての事故等が生じた場合、速やかに当法人運営事務局へ報告すること。
- 17 万が一トラブルが発生した際は、利用者は速やかに当法人運営事務局に報告する義務を負う。またトラブルの解決については利用者の責任において行うものとする。
- 18 本施設内は、禁煙とする。

【レンタルキッチン利用時】

- 19 レンタルキッチン利用開始前に当法人運営事務局のスタッフによる設備の利用方法の説明を受けること。
- 20 当法人より、食材、調味料等の提供は行わない。
- 21 事前の食材の搬入は認めない。ただし、事前に当法人運営事務局より許可を得た場合はこの限りでない。
- 22 食中毒等、調理・飲食に起因する人的損害については、利用者の責任において対応するものとする。
- 23 利用時間内に使用した食器・調理器具の洗浄・清掃を行うこと。
- 24 盲導犬、介助犬以外の動物の入場はさせないこと。キッチンは衛生上一切の動物の立ち入りを禁止とする。
- 25 当施設の利用可能電力量を超え使用し、ブレーカーが落ちる等の事態によって発生した利用者の損害については、当法人では責任を負わないこととする

（反社会的勢力排除）

第18条

利用者は、自ら及び同伴利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える 目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有 すること。
- (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約することとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- 3 当法人は、利用者が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手続き要することなく、直ちに会員登録者の利用資格を剥奪する。
- 4 前項に定める解除は、当法人の会員登録者に係る当該法人に対する損害賠償請求を妨げない。
- 5 本条第3項に基づき契約が解除された場合、会員登録者に係る当該法人は、当法人に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができない。
 - (1) 反社会的や暴力的不法行為を行う組織の利益となる行為
 - (2) その他スタッフが適切でないと判断したもの

第4章 本規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

- 第19条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、当法人のホームページ等への掲載により会員に事前に通知の上、本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

第5章 附則

(附則)

- 第20条 本規約は、2023年3月28日より施行する。
- 2 本規約は一部を改訂し、2024年6月24日から施行する。

別図



